

トレーサビリティ情報管理システム調達説明書

公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団において、下記のとおり調達を行います。

1. 調達内容

- (1) 調達件名 トレーサビリティ情報管理システム構築の請負
- (2) 調達案件の特質等 患者自身の細胞から製造を行うため、患者検体と製造した iPS 細胞及びその由来物の取り間違い防止、患者細胞採取から医療機関への加工物受渡に至るサプライチェーン全体のトレーサビリティを担保した情報管理システム一式の導入を行う。性能等に関し、当財団が仕様書等参考資料で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期限 令和 7 年 3 月 3 1 日 (月)
- (4) 納入場所 当財団が指定する場所
- (5) 見積方法 見積りは総価とする。なお、見積書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、調達参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する額を見積書に記載すること。

2. 調達参加資格

- (1) 被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 国の競争参加資格 (全省庁統一資格) において、次の資格を有し、3. (2) 見積書等の受領期限日に当該資格が有効な者であること。

種 類 「役務の提供」

地域 「近畿」

等 級 「A」 以上

- (3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。) 第 2 条第 2 号に該当する団体 (以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等 (法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) 又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。) である者

ウ 法人の役員等 (法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。) が暴力団員等である者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3. 見積書等提出場所等

(1) 見積書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 〒606-8397

所在地 京都市左京区聖護院川原町 53 番地

提出先 公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団 事務局 財務室経理グループ

電話番号 075-761-3362

(2) 見積書等の受領期限

令和6年8月29日(木) 12時00分

見積書以外の必要書類

- ① 2. 調達参加資格(1)、(2)を証明した書類 1部
- ② 本請負業務の定価証明書
- ③ 本請負業務と同種の請負契約実績表
- ④ 請負条件及び仕様書に基づき、本請負業務を確実に履行できることを証明した書類
- ⑤ 委任状(必要があれば)

(3) 説明会の日時及び場所

開催しない。

(4) 契約の相手方決定の日時及び場所

日時 令和6年8月30日(金)

場所 当財団内の会議にて決定のため、立会を行わない。

4. 契約の相手方の決定方法

契約の相手方の決定は、最低価格をもって有効な見積書の提出を行った者とする。

5. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 契約保証金 免除。
- (3) 見積書の無効 本公告に示した2. 調達参加資格のない者が提出した見積書、入札に関する条件等に違反した者が行った入札及び入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。
- (4) 契約書の作成 要。
- (5) 見積書については、各段階にかかる費用の概算と、その合計金額を記載するものとする。
- (6) 納入検査等 契約の相手方が提出した書類の内容は、すべて納入検査等の対象となります。なお、納入検査終了後、当該物品を使用している期間中においても、虚偽の記載があることが判明した場合には、損害賠償等を求める場合がある。
- (7) 本件調達に関して要した費用については、すべて当該調達参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (8) 本件調達の契約の相手方を決定するために必要と認める場合は、調達参加者等に対して追加資料の提出を求めることができるものとする。

以上